2020年日本軍縮学会年次大会レジュメ

部会2:軍備管理軍縮における輸出管理の役割 輸出管理における安保理決議1540の意義と課題

2020年4月18日 田中極子

1. 安保理決議 1540 概要

(1) 決議 1540 発展の経緯

2003年9月 国連総会にてブッシュ米大統領が安保理決議採択呼びかけ

2004年4月 国連憲章第7章に基づき、安保理決議 1540 採択、1540 委員会の設置(マンデート2年)

2006年4月 決議 1673 採択―1540 委員会マンデート延長2年

2008 年 4 月 次議 1810 採択-1540 委員会マンデート 2011 年まで延長、2009 年包括的レビュー要請

2011 年 4 月 決議 1977 採択一1540 委員会マンデート 10 年延長、2016・2021 年に包括的 レビュー実施、専門家グループ(8 名)設置

2012年6月 決議 2055 採択一専門家グループを9名に増員 (P5+4)

2016年12月 2016年包括的レビュー、決議2325採択

(2) 決議 1540 の主要義務項目

- 主文1) すべての国は、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の開発、取得、 製造、所持、輸送、移転又は使用を企てる<u>非国家主体に対し</u>、いかなる形態の支援 も提供することを差し控える
- 主文3) すべての国は、<u>関連物質に対する</u>適切な管理を確立することを含め、核兵器、化学 兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止する国内管理を確立するた めの**効果的な措置を採用し実施する**
 - (a) 生産、使用、貯蔵又は輸送において、**使途を明らかにし、安全を管理する**
 - (b) 防護措置を策定し維持する
 - (c) **不正取引及び不正仲介**の探知、抑止、防止、対処するための**国境管理及び法執行**の 努力を策定し維持する
 - (d) 輸出、通過、積換、再輸出の管理、<u>資金供与、資金及び役務の提供に対する管理</u>、 最終需要者管理の確立、輸出管理違反に対する**刑事・民事上の罰則の確立**、執行

(3) その他加盟国への要請事項

- 決議 1540 の履行のためにとる措置またはとろうとする措置について、決議採択後 6 か月以内に 1540 委員会に対して報告
- 国内管理のためのコントロールリストの作成
- 大量破壊兵器の不拡散に関する多国間条約の普遍化、完全履行および強化の促進
- 主要多国間条約遵守のための国内法令の適用
- IAEA、OPCW、BWC の枠組みでの多国間協力へのコミットメント

- 産業界および公衆との連携および通知
- (4) 決議 1540 の特徴―安保理による「国際立法」
 - 特定の事象を念頭におかない、一般的・抽象的な事態(※制裁決議―国際の平和と安全にかかわる特定の事象に対して、緊急な対応を要する時に実施される。大量破壊兵器の拡散またはテロのような体系的脅威に対して効果的ではない。)
 - 既存の法の欠陥を埋める緊急の必要性
 - 一部の国による作成、交渉過程の排除、参加の自由の排除
- (5) 決議 1540 の意義
 - 非国家主体に焦点
 - 運搬手段も対象
 - IAEA、CWC、BWCの義務事項を補完
 - 輸出管理(安全保障貿易管理)体制の制定(法整備(含罰則)、執行能力、産官協力)

2. 1540 委員会の活動の意義と課題

- (1) 構成
 - 安保理の補助機関として設置、安保理メンバー15カ国で構成
 - 現議長はインドネシア国連代大使(2019年~2020年)

(2) マンデート

(国内履行)

- 決議の履行促進及び履行状況を安保理に報告(協調的アプローチ。決議違反の捜査・訴追はしない)、その報告のために加盟国には最初の報告書の提出を要請(決議 1540)
- アウトリーチ、対話、支援、協力を通した決議 1540 の履行促進 (決議 1673、決議 1810、 決議 1977、決議 2325)
- 加盟国および国際機関等との間で経験、教訓、履行促進プログラムの共有を検討(決議 1673、決議 1810、決議 1977、決議 2325)
- 技術的参照ガイドを準備するための効果的な慣習、様式、ガイダンスを検討(決議 1977)
- 科学技術の発展および国際商取引の発展に伴う拡散リスクに関する新たな展開に注目 (決議 2325)
- 関連物質の製造能力や輸出能力等を考慮した加盟国の固有な状況に対応した国内履行及び報告の方法を検討(決議 2325)

(履行支援)

- 加盟国への技術的支援提供に関する対話の継続(決議1810、決議1977、決議2325)
- 技術支援要請と提供プログラムとの積極的なマッチメイキング(決議 1810、決議 1977)、 支援に関する地域会合を開催する等の地域アプローチを検討(決議 2325)
- 任意拠出金の有効活用のためのメカニズムの検討(決議 1810、決議 1977)
- 国際、地域、準地域機関と共同での支援提供プロジェクトの計画(決議 2325)

(アウトリーチ)

- 国際、地域、準地域、国内レベルでの決議履行促進のアウトリーチ活動の開催、参加(決議 1810、決議 1977、決議 2325)
- 1267 委員会、1373 委員会(のちの Counter-Terrorism Committee Executive Directorate (CTED))との情報共有、加盟国訪問調整を通した協力(決議 1810、決議 1977、決議 2325)

- 活動の透明性確保ためのウェブサイトの有効活用、全加盟国を対象とした定期的な公開会議の開催(決議 1977、決議 2325)
- 関連する国際、地域、準地域機関と共同で国連総会のマージンでの定期的な会合の開催 (決議 2325)

(3) 活動成果

(国内履行)

- 加盟国の国内履行状況をまとめるための国別マトリックスの作成。加盟国からの報告および他の国際機関等のまとめるデータベースより情報を入手。マトリックスはウェブサイト上に公開。過去3回マトリックスのテンプレートを更新。
- IAEA、WCO等の作成するガイドラインの共有。EUのデュアルユースアイテムリスト、 各輸出管理レジームのリストの紹介。
- 包括的レビューを行い、履行状況の傾向、重点課題、提言等を安保理に提出
- 科学技術発展が決議 1540 に及ぼす影響に関するサイドイベントの開催
- 加盟国の固有状況に対応するための基準作り(当面は IAEA 包括的保障措置の SQP を 適用)

(履行支援)

- 加盟国からの支援要請に応じて支援を実施。国内法体制における不足点の洗い出しや関係省庁間へのアウトリーチ、国別行動計画の策定支援は 1540 委員会専門家グループで 実施。その他の支援要請については他の国際機関等とのマッチング。
- 地域会合の開催
- 国連軍縮部内の信託基金を用いた任意拠出金の活用
- 国連軍縮部や OPCW との共同プログラムの計画

(アウトリーチ)

- IAEA、OPCW、UNODC(Office on Drugs and Crime)等の主催会合への参加
- ◆ 決議 1540 に関する加盟国政府担当者に対するトレーニングコースの開催
- 産業界、アカデミアへのアウトリーチ(ウィースバーデン・プロセス)
- 安保理に対する 1267 委員会および CTED との共同会合の開催
- ウェブサイトの活用を通した透明性の確保

(4) 討論/課題

決議 1540 の履行は大量破壊兵器等の関連物質の輸出管理にどれほど有効か。その課題は。

- 決議文言の曖昧さ
 - ▶ 適切かつ効果的な措置(appropriate effective measures)
 - ▶ 使途を明らかにし、安全を確保する(account for and secure)
 - ▶ 主文3 (c)の下での「不正仲介 (brokering)」
 - ▶ 輸出、通過、積換、再輸出、資金供与、拡散に貢献する輸送、輸出及び積換えに関連する資金及び役務の提供に対する管理

いずれの定義はなく、どのような措置が必要かのガイドラインもない

- 1540 委員会のマンデートの限界
 - ▶ 国内履行状況の安保理への報告―評価する権限はない。
 - ▶ 法整備支援提供の権限はなく、あくまで他の支援提供者との間でのマッチメイキング。他方で、輸出管理、拡散金融に関して支援提供可能な国際機関はない。
 - ▶ 安保理メンバーの政治的立場により活動内容が大きく左右される(特に輸出管理レジームとの関係)

- 国内履行状況の評価方法
 - ➤ マトリックスの位置づけ →データベースとして利用できるが信頼醸成に有益か?
 - ▶ マトリックスの中身

→国別の固有の状況にどう対応するか?大量破壊兵器の拡散リスクの有無を何を 基準に判断するか?国内の省庁間連携(情報共有)体制の有無の方が有益ではない か?